

特記仕様書

(適用)

第1条 特記仕様書は、「R8徳土 徳島小松島港(津田地区) 徳・津田海岸 漂着物運搬処理業務」に適用するものとする。

(交通管理等)

第2条 請負者は、供用中の道路に係る業務の施行にあたっては、「道路工事の安全施設設置要領(案)」(平成8年3月)等を参考に実施するものとし、より一層の安全対策を講じるものとする。

なお、業務の施行に際し、交通規制が必要な場合は、関係機関と協議し所定の手続きを行うものとする。

(施工管理等)

第3条 受注者は、現場責任者を定め、契約後7日以内(7日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで)に、現場責任者の氏名、その他必要な事項を記した書面(様式第1号)をもって発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも同様とする。

2 施工管理

①業務写真は、同一箇所で施工前・施工状況・施工後を対比させて添付すること。また、積込運搬状況、処分場搬入状況を撮影すること。

②集積完了後は、速やかに積込運搬を開始すること。

③運搬時においては、シート被覆等の処置を施し、飛散防止を徹底させること。

④業務完了時には、伝票及び数量表を提出し、監督員の検査立会を受けること。

(資材価格高騰に対する特例措置)

第4条 本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

2 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

(廃棄物の搬出等)

第5条 各廃棄物の搬出距離は、次のとおり見込んでいる。(廃掃法第7条第4項一般廃棄物の処分業の許可先)

- ・葦、芥等 : L = 12.0 km
- ・流木、廃プラ、混合不燃物 : L = 13.4 km

- 2 一般廃棄物許可処分場での処分が完了した場合には、処分場が発行する一般廃棄物引受書の写しを監督員に提出しなければならない。
- 3 廃棄物の取り扱いについては、上記法律等関係法令を遵守すること。

（発生材（ゴミ等）の搬出等）

第6条 請負者は、建設副産物が搬出される場合にあっては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書（様式3）を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

- 2 発生材（ゴミ等）の取り扱いについては、上記法律等関係法令を遵守すること。